

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録等に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第5条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）への登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録基準及び適用範囲)

第2条 登録基準は、全国協議会登録基準細則第2条に規定される基本基準とする。

2 基本基準の適用範囲は、全国協議会登録基準細則第3条第1項に定められた「必ず満たすべき運用ルール」によるものとする。

(登録申請)

第3条 前条の基準を満たす総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）は、全国協議会登録審査細則第7条第2項に定められた書類を本会に提出することにより、登録を申請することができる。

(登録審査)

第4条 公益財団法人愛知県スポーツ協会は、前条の申請を受け、地域スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）において登録審査を実施する。

2 登録審査は書類審査及び実地審査によるものとするが、委員会の判断で実地審査を省略することができる。

3 書類審査は、前条に定められた書類を基に行う。

4 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及びその他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）による立会いの下、申請書類の内容を客観的に確認するため、委員会委員を含む2名以上により行う。

5 委員会は、審査結果を当該年度の2月末日までに別に定める様式により本会へ提出する。

(登録認定)

第5条 本会は、委員会から報告を受けた審査結果を基に、別に定める様式により愛知県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成し、2月末日までに全国協議会へ提出する。

2 全国協議会による登録手続き完了後に、当該幹事長名により発行される認定証を、該当する総合型クラブに配付する。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(登録更新審査)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新することとし、更新に係る審査及び認定手続きは、第4条に定める登録審査手続きに準ずるものとする。

2 書類審査に必要な書類のうち、事業計画・予算、事業報告・決算及びこれらを議決した際の議事録については、委員会の判断で提出を省略することができる。

(権利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会及び本会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

(登録料)

第10条 本会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2 前項に定める登録料は5,000円とする。
3 本会は、認定証が発行された総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を、当該年度の5月末日までに全国協議会へ納付する。

(処分)

第11条 本会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

(改定)

第13条 本規程は、本会常任幹事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。公益財団法人愛知県スポーツ協会
愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程、同登録基準細則、同登録審
査細則、同登録認定細則及び同登録更新審査細則は、同日を持って廃止する。